

神戸市立図書館
指定管理者応募要領
(共通)

令和8年6月

神戸市文化スポーツ局中央図書館

【目次】

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	神戸市における指定管理者の公募及び選定の概要	1
3	施設について	2
4	指定期間	2
5	指定管理者が行う業務	2
6	指定管理者が行うことができない業務	3
7	指定管理者の行う行政処分について（使用許可等）	3
8	管理運営費等	4
9	応募資格等について	6
10	応募手続き	7
11	審査及び選定	10
12	選定から協定締結まで	13
13	指定の取り消し等	15
14	管理運営に関するモニタリング	15
15	管理運営に対する評価	17
16	業務を行うにあたっての基本的事項	19
17	その他	22
18	リスク分担	22

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営にかかる指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法の改正（平成15年9月施行）により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として導入されました。

指定管理者制度の導入により、従来の管理委託制度とは異なり、公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人に限らず、民間事業者等であっても議会の議決を経ることによって「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができます。

応募者は、指定管理者制度の趣旨を踏まえるとともに、本応募要領の記載事項を熟読し、遵守してください。

2 神戸市における指定管理者の公募及び選定の概要

指定管理者の公募は、「神戸市指定管理者制度運用指針」及び本応募要領に基づき行います。

指定管理者候補者の選定は、まず市による書類審査及び選定基準に基づく採点を行います。次に、市による選定の妥当性・適切性について、「神戸市執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置される各所管局選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）に諮問します。選定評価委員会は、専門的知見から市の選定内容について調査審議し、市に答申します。市は、選定評価委員会の答申を踏まえて選定内容を最終決定することにより、応募者の中から施設の設置目的をもっとも効果的に達成できると認められる団体を、指定管理者候補者として選定します。

指定管理者候補者の選定結果は応募者に速やかに通知し、ホームページへの掲載等により公表します。その後、神戸市会の議決を経て、指定管理者候補者を指定管理者として指定します。

3 施設について

(1) 施設の概要

各固有要求水準を参照

(2) 目的外使用許可及び貸付等の現在の状況

施設において現在出している目的外使用許可及び貸付のうち、次期指定期間においても継続する可能性のあるものは、各応募要領（別紙）を参照。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日（5年間）

5 指定管理者が行う業務

(1) 施設運営の指針

(2) 管理運営業務

(3) 維持管理業務

(4) 現在の自主事業の状況と提案を求める自主事業

以上は「業務要求水準（共通）」及び「業務要求水準（固有）」を参照

※指定管理業務と自主事業の相違点

	指定管理業務 ＜（2）及び（3）の業務＞	自主事業 ＜（4）の事業＞
定義	指定管理者の立場で行う業務。	指定管理者が一般の事業者・団体の立場で行う事業
根拠	・神戸市立図書館条例、神戸市立図書館条例施行規則 ・協定書及び仕様書（応募要領、業務要求水準）	・履行義務のあるものは協定書及び仕様書（応募要領、業務要求水準）に記載。 ・履行義務のないものは指定管理者の任意により実施可（ただし市への事前相談は必須）。
責任の所在	リスク分担表による。	指定管理者（個別に定める場合を除く）
経費	市が負担（指定管理料）。	指定管理者が負担。
許認可	・施設管理権の範囲内で行うため、条例上の使用許可は不要。	・事業を行う場所や内容により条例上の使用許可または神戸市公有財産規則に基づく目的外使用許可等が必要な場合がある。

		・許可にかかる使用料等を負担する必要がある場合もある。
受益者負担	受益者負担の有無は市が決定。	受益者負担の有無は指定管理者が決定。
収入の帰属	市	指定管理者

6 指定管理者が行うことができない業務

指定管理者は、行政財産の目的外使用許可や使用料の強制徴収（利用料金制度導入施設は除く）及び審査請求に対する裁決など、法令により地方公共団体あるいは長に専属的に付与された行政処分の権限については、指定管理者は行うことができません。

7 指定管理者の行う行政処分について（使用許可等）

指定管理者は条例の規定に基づき施設の使用許可等の行政処分を行うことができますが、この場合「行政庁」に該当することから、当該処分について行政手続条例等の適用を受けるため、指定管理者が行政手続条例に基づいた、以下のような手続きを講じてください。

<p>(1) 申請に対する処分関係</p> <p>① 許可等を判断する基準（条例・規則・規程を含む）について、申請窓口へ備え付けるなど公にすること。</p> <p>② 標準処理期間を定めるよう努め、標準処理期間を定めたときは、審査基準と同様に申請窓口へ備え付けること。</p> <p>(2) 不利益処分関係</p> <p>① 取り消し等の不利益処分を行うときに必要とされる基準（条例・規則・規程を含む）について、申請窓口へ備え付けるなど、公にしておくよう努めること。</p> <p>② 許可の取消（許可を受けた者からの許可の取消申し出等の場合を除く）等の不利益処分を行う場合には、それに先立ち、処分を受ける者から事情や意見を聴く「聴聞」(※)を行うこと（事案によっては、「弁明」となる場合あり）。</p> <p>③ 不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示すこと。</p> <p>※ 聴聞手続については、指定管理者が行うこととなり、本市職員が主宰者等として関わることはできません。実施にあたっては、神戸市聴聞手続規則等に沿って実施する必要がありますので、留意してください。</p>

また、指定管理者は、行政事件訴訟法第11条第2項の規定による取消訴訟の被告となる場合があります。

なお、指定管理者が行った処分にかかる審査請求については、地方自治法第 244 条の 4 第 1 項の規定に基づき、地方公共団体の長に対してするものとされています。

これらに関して、行政事件訴訟法第 46 条、行政不服審査法第 82 条により、行政処分を行う際に教示が義務付けられていますので留意してください。

8 管理運営費等

(1) 指定管理料

① 市の負担上限額

- ・指定管理料の上限額は、応募要領（別紙）で提示します。
- ・提案額は総額が上限額の範囲内となるように、各年度の年額を提案してください。
ただし、修繕費の予算は一律 500,000 円（年額）としますので、提案額の積算時に考慮してください。
- ・提案額に賃金・物価上昇等をどの程度見込んでいるか提案資料に記載してください。

② 支払方法

指定管理料は、市の会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の予算の範囲内で次の方法により支払います。

(ア) 実績に応じて精算する経費（修繕費）

毎年度、年度当初に当該年度の予算額を全額概算払し、年度終了後に実績との差額を市に返還していただきます。年度の途中で実績が概算払した金額を超える見込みとなった場合は、事前に市と協議を行い、予算額を増額することとした場合は変更協定の手続きを行います。増額分の支払い方法（概算払または一般支払）については、事前協議時に決定し、変更協定書に明記します。

(イ) ア以外の経費

毎年度、四半期ごと（4月、7月、10月、1月）に、アの予算額を除いた年額を4分の1に分割して前金払します。年度終了後の精算（市への返金等）はありません。

(2) 修繕費

指定管理料（年額）のうち、年間 500 千円（消費税込）は修繕費の予算額とし、年度終了後に、予算額と実績額の差額を市に返還するものとします。年度の途中で実績が予算額を超える見込みとなった場合は、事前に市と協議のうえ、予算額を増額する場合は、変更協定の手続きを行います。変更協定手続きが完了する前に、予算額を超過する修繕に着手することがないよう、余裕をもって市に協議を申し込むようにしてください。なお、改修工事等（投資的支出）を実施する場合は、市が施工業者との工事契約手続き等

を行います。指定管理者は、工事施工にあたって施設管理者としての立場から市に協力するものとします。

上記のほか、修繕の詳細については、「業務要求水準（共通）」を参照してください。

（３）光熱水費

光熱水費等の支払いにおいて、支出の原因である事実が存した期間が年度をまたぐ場合は、支払い期限の属する年度に支出される必要があります（地方自治法施行令第143条第1項第3号）。このため、使用の実績に関わらず、指定期間中に支払い期限を迎える光熱水費は、当該期間の指定管理者が負担することとなります。

（４）収支の管理

神戸市立図書館における指定管理業務及び自主事業の収支は、市に提出する事業報告書にて、それぞれ分けて報告を求めます。また、必要に応じて証憑書類（領収書等）の確認を行う場合がありますので、適切に管理いただくようお願いします。

また、地方自治法第199条（第1項、第2項、第4項、第5項、第7項）及び第252条の37（第1項）の規定に基づき実施される監査の対象となった場合、指定管理者はこれに協力する義務があります。

（５）資金管理専用口座の開設

修繕費等については、専用口座を設け入金管理してください。

なお、専用口座は、決済用預金（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）口座とします。

（６）損害賠償保険への加入

施設の管理瑕疵による建物への損害は指定管理者の責任になりますので、損害賠償保険へ加入していただきます。また、指定管理者が建物保険への加入手続きを行い、指定管理料の対象経費に当該保険料を含めてください。なお、建物の管理瑕疵による市民への損害について、本市は全国市長会が実施する『市民総合賠償補償保険』に加入しています。以下、保険金支払限度額の範囲内となっているため、指定管理者が加入すべき保険の範囲検討にあたり考慮してください。

【保険金支払限度額】

身体賠償：1名につき2,000万円、又は、1事故につき2億円

財物賠償：1事故につき1,000万円 “

（７）その他の費用負担について

その他、災害発生時等における対応や社会情勢の変化により、費用負担が発生する場

合があります。これらの費用負担の基本的な考え方については、「18 リスク分担」を参照してください。

9 応募資格等について

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体とします。個人による応募はできません。

(1) 共同事業体での応募

市民サービスの向上又は業務の効率的実施等を図るうえで必要な場合は、複数の団体等（以下、共同事業体という。）が共同で応募することができます。ただし、共同事業体は各構成員の個性に着目して、選定・指定されることから、原則として構成員の加入・脱退は認めないものとします。また、倒産または解散、除名により構成員が欠けた場合は、選定の前提となる事項に変更があったとして応募資格を喪失（指定管理者の指定を受けた後においては指定を取り消し）するものとします。ただし、会社法に基づく組織再編や事業譲渡等に伴う構成員の変更については、実質的な影響の有無を市で審査のうえ、影響がないと判断される場合は、応募資格の喪失はない（指定管理者の指定を受けた後においては、指定を継続する）こととします。影響があると判断される場合は応募資格を喪失または指定管理者の指定を取り消します。

共同事業体を結成する場合は、応募時に「共同事業体結成届出書」（様式6）を提出していただきます。また、指定管理者候補者の選定後速やかに、代表者の権限や構成団体間の責任分担等を明記した「共同事業体協定書」（様式6-1）を締結し、協定書の写しを提出してください。

(2) 欠格条項

次に該当する団体は応募することができません。また、共同事業体の構成団体となることもできません。

- ① 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である団体
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月市長決定、以下「暴力団排除要綱」という。）第5条各号に該当する団体
- ④ 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））及び神戸市税について、未納の税額がある団体

- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
- ⑥ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体
- ⑦ 本市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去 1 年以内に、他の自治体も含めて指定管理者の責任に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた団体
- ⑧ 当該施設の現在の指定管理者で、管理運営に対する評価結果が直近 2 年連続で「B」以下又は直近の評価が「C」である団体

※応募資格を確認するため、提出いただく役員等名簿により、本市から警察等関係機関に対し調査・照会等を行います。

10 応募手続き

(1) スケジュール

- | | |
|--------------|---|
| ① 応募要領の配布 | 令和 8 年 6 月 29 日（月）～令和 8 年 7 月 14 日（火）17 時 |
| ② 現地説明会申込受付 | 令和 8 年 6 月 29 日（月）～令和 8 年 7 月 2 日（木）17 時 |
| ③ 参加登録申込書受付 | 令和 8 年 6 月 29 日（月）～令和 8 年 7 月 14 日（火）17 時 |
| ④ 現地説明会 | 令和 8 年 7 月 6 日（月）、7 日（火）、13 日（月） |
| ⑤ 応募に関する質問受付 | 令和 8 年 7 月 15 日（水）～令和 8 年 7 月 21 日（火）17 時 |
| ⑥ 質問に対する回答 | 令和 8 年 8 月 3 日（月）（予定） |
| ⑦ 応募書類の受付 | 令和 8 年 9 月 1 日（火）～令和 8 年 9 月 8 日（火）17 時 |
| ⑧ プレゼンテーション | 令和 8 年 9 月 16 日（水）、17 日（木）、18 日（金）のうちいずれか（予定） |

(2) 応募方法（応募にあたっては、参加登録申込書の提出が必須となります。）

① 応募要領の配布

(ア) 掲載期間

令和 8 年 6 月 29 日（月）～令和 8 年 7 月 14 日（火）

(イ) 掲載場所

神戸市ホームページ「事業者募集（委託業務など）」

URL:<https://www.city.kobe.lg.jp/a41153/shise/gyozaiseikaikaku/administration/goannai/shimin.html>

※紙文書による配布は行いませんのでご了承ください。

② 参加登録申込書の提出

受付期間：令和 8 年 6 月 29 日（月）～令和 8 年 7 月 14 日（火）17 時必着

③ 現地説明会（各施設の日程は応募要領（別紙）を参照）

(ア) 参加人数：各団体 2 名以内とします。ただし、共同事業体で応募される場合は、

共同事業体の構成団体全体で1団体とみなします。

- (イ) 申込方法：参加を希望される団体は、E-mailで「説明会申込書」を（様式1）を神戸市文化スポーツ局中央図書館総務課（以下、中央図書館総務課）（E-mail：koubo_library@city.kobe.lg.jp）までお送りください。
- ※令和8年7月2日（木）17時必着
- ※件名に「説明会申込（図書館名）」と明記し送付してください。
- ※説明会当日の質問は受け付けません。

④ 応募に関する質問受付

- (ア) 受付期間：令和8年7月15日（水）～令和8年7月21日（火）17時必着
- (イ) 提出方法：質疑書（様式2）に要旨を簡潔にまとめ、E-mailにより中央図書館総務課（E-mail：koubo_library@city.kobe.lg.jp）まで提出してください。
- ※口頭や電話による質問、受付期間外の提出等には応じられませんのでご注意ください。

⑤ 質問に対する回答

令和8年8月3日（月）（予定）に、質問者及び応募者全員（「共同事業体での応募」の場合は代表団体）にE-mailで回答します。なお、質問に対する回答は、本応募要領を補足するものとします。

⑥ 応募書類の受付

(ア) 応募書類

- ア 指定申請書（様式4）
- イ 事業計画書（様式9-1～9-4）※全30ページ以内とすること
- ウ 収支予算書（5年間分）（様式10）
- エ 年間施設維持管理計画書（様式任意）
- オ 誓約書（様式5）
- カ 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式7）
- キ 申請団体の定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- ク 法人登記事項証明書、印鑑証明書（法人のみ）
- ケ 法人税、消費税及び地方消費税の各納税証明書（直近の3年）法人税、消費税及び地方消費税の申告書（直近の1年）
- コ 法人等の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表、会計監査人または監査役会により監査を受けた場合その監査報告書、直近の3年）
- サ 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要がわかるもの
- シ 事業実績等の概要がわかるもの
- ス 代表者履歴、役員等名簿（様式5別添）

セ 障害者雇用状況報告書（様式任意）

ソ その他、本市が認めた書類等

※共同事業体を結成して応募する場合は、代表団体を決定し、代表団体が応募書類を提出してください。また、応募書類のうち（オ）～（セ）についてはすべての構成団体について提出いただきます。さらに次の書類を提出してください。

タ 共同事業体結成届出書（様式6）

チ 共同事業体連絡先一覧表（様式任意）

（イ）提出方法

前記の応募書類データ（PDF形式）をE-mailにより提出してください。前記の応募書類を、アから順に原則としてA4縦長、横書きで正本1部、副本7部を持参又は書留郵送してください。あわせて、電子データ（PDF形式）を作成のうえ、データを格納した電子媒体（DVD-R）も提出してください。なお、各種証明書等については、原本を提出してください（正本とあわせて提出）。事業計画書（様式9-1～9-4）については、全部で30ページ以内に収まるよう作成してください。

（ウ）提出期限

令和8年9月1日（火）～令和8年9月8日（火）17時必着

（3）留意事項

① 応募要領の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本応募要領の記載内容に承諾したものとみなします。

② 応募者の失格

応募受付後でも、応募者が審査・選定までの間に次の項目に該当した場合は失格とします。共同事業体の場合、構成する一つの団体が該当した場合であっても、同様に失格となります。

（ア）本応募要領に定める手続きを遵守しない場合

（イ）応募者に虚偽の申請があった場合

（ウ）提案の採否の働きかけを行うなど指定管理者の選定に関して、応募者又はその代理人等の関係者が本市職員、選定評価委員会の委員と不正な接触をもった場合

（エ）その他不正な行為があった場合

③ 重複応募の禁止

同一施設の応募は、一団体につき一案とします。複数の応募はできません。また、一つの団体が複数の共同事業体に参加して応募することも認めません。

④ 応募内容の変更・追加の禁止

提出された書類の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

⑤ 提出書類の取扱い

(ア) 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属します。指定管理者の選定の公表等に必要な場合、選定評価委員会で使用する場合を除き、本市は応募者と著作権利用について協議し、応募者の承諾を得たうえで応募書類を使用するものとします。ただし、次項に定める公文書公開請求がなされた場合は除きます。

(イ) 応募書類の公開

指定管理者候補者を決定して以降、神戸市情報公開条例の規定に基づき、提案書類に対して公文書公開請求がなされたときは、候補者に選定された事業者のものがどうかに関わらず、全ての応募者の提案書類が公開請求者への公開対象となります。

ただし、条例第10条各号に該当する情報、例えばプライバシー情報（従業員の氏名・経歴・顔写真等）や、法人等情報（運営組織の人員数・収支計画の積算内訳の詳細・独自の技術的情報や経営ノウハウ・契約予定先の団体名等）は、非公開とします。提案書類上のどの情報が非公開情報に該当するか市が判断するにあたって、提案書類を作成した事業者に意見照会をすることがありますので、応募者はこれに協力するものとします。

なお、指定管理者候補者の決定より前に公文書公開請求がなされたときは、提案書類を審議検討等情報（条例第10条4号）に該当するものとして、全部非公開の取り扱いとします。

(ウ) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何に関わらず、返却しません。

⑥ 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

⑦ 本市提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この目的の範囲であっても、本市の了解を得ることなく第三者に対して、これを開示したり使用させたりすることを禁止します。

⑧ 応募の辞退

応募書類提出後の辞退は、正当な理由がある場合に限り認めることとします。その際には、速やかに辞退届（様式7）を提出してください。

11 審査及び選定

(1) スケジュール

- ・ 審査 令和8年9月（予定）
- ・ 選定結果の通知・公表 令和8年10月（予定）

(2) 審査方法

応募書類に基づき市が審査を行い、指定管理者候補者及び次点者を選定します。選定内容については選定評価委員会に諮問し、その答申を踏まえて最終決定します。なお、審査にあたっては、応募者に対してヒアリング等を行うことがあります。

(3) 評価基準項目

審査項目	内 容
申請者に関する項目 ※申請者のグループ企業 (子会社等)の実績については評価しません。 [10点]	(1) 管理を安定して行う物的能力・人的能力を有しているか (同種・類似施設の運営実績、申請者の財務状況等) (2) 障害者雇用に積極的に取り組んでいるか
地域経済の活性化に関する項目 [10点]	(1) 神戸市内に活動拠点(本社、営業拠点等)があるか (2) 市内企業等の積極的な活用等、地域経済の活性化への提案があるか
事業運営に関する項目 [30点]	(1) 公立図書館運営に対する基本的な考え方 ①図書館の運営理念と設置目的の理解、図書館法や「望ましい基準」等の理解 ②中央図書館と地域図書館の役割 (2) 勤務体制と人員配置等 ①職員配置、人員体制 ②自動化機器(自動貸出機・予約図書受取棚・自動返却機)活用促進の方法 ③市内団体・人材活用策 (3) 司書職員の資質向上策 ①専門性の確保 ②職員育成 ③人材育成年次計画 (4) 良好な施設環境と安全管理にかかる方策 ①利用しやすい施設環境の保持策 ②安全対策、危機管理体制、緊急時の連絡体制と対応
サービス内容に関する項目 [30点]	(1) 業務内容の把握 ①館長の役割や、窓口業務、蔵書管理業務の目的・内容 (2) 読書奨励・地域連携の考え方(子供サービス以外) ①課題解決支援や、高齢者、障害者、外国人等への読書奨励

	業務の考え方と計画（少ない経費で効果的に実施する工夫） ②地域や団体等との連携事業の計画 (3) 子供サービスの考え方 ①子供読書活動推進業務に対する考え方と具体的事業計画 （少ない経費で効果的に実施する工夫） ②学校や地域、団体等との連携事業の計画 (4) サービス向上、利用促進方策 ①利用者満足度向上策 ②苦情・要望の対応策 ③指定期間の年次事業計画（読書環境の整備・行事等） (5) 個人情報保護 ①個人情報保護またはプライバシー保護に対する考え方 ②情報セキュリティ対策
収支計画に関する項目 [20点]	(1) 経費削減のための具体策と、その実現の可能性 (2) 効率的な管理運営経費 (3) 事業計画書との整合性
合計 [100点]	

※現在の指定管理者が応募する場合（共同事業体の場合も含む）、指定管理者としての管理運営に対する評価結果について、下記の基準に基づき加算または減算します。

評価点 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>総合評価</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AAA</td> <td>7点</td> </tr> <tr> <td>AA</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>±0点</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>-3点</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>-7点</td> </tr> </tbody> </table>	総合評価	評価点	AAA	7点	AA	3点	A	±0点	B	-3点	C	-7点	<p><実績点の算出方法></p> <ol style="list-style-type: none"> 指定初年度～公募前年度の評価点の平均=① ①を小数点以下第2位四捨五入=実績点 <p>※評価点は採点表を100点満点とした場合 (例えば200点満点の場合は、①×200点/100点 (=2倍)とし、実績点を算出)</p>
総合評価	評価点												
AAA	7点												
AA	3点												
A	±0点												
B	-3点												
C	-7点												

例：指定期間5年、採点表が100点満点の場合

R1	A	0点	指定初年度
R2	AA	3点	} 対象期間
R3	AA	3点	
R4	AAA	7点	
R5	—	—	公募年度

- $[0+3+3+7] \div 4 \text{年 (R1} \sim \text{R5)} = 3.25 \text{点} \cdots \text{①}$
- ①を四捨五入
 $\Rightarrow 3.3 \text{点 (実績点)}$

【参考】現在の指定管理者の管理運営に対する評価結果

<https://www.city.kobe.lg.jp/a41153/shise/committee/shiminsankakusuishinkyoku/senteihyoka.html>

(4) 最低基準に達していない場合の取り扱い

応募者が1者であっても、審査の結果、当該団体が指定管理者として必要な最低基準を満たしていないと判断した場合は、指定管理者候補者を選定せず、再度公募を行う場合があります。同様に、次点者についても、最低基準を満たしていないと判断した場合は選定されません。

なお、最低基準は以下の通りとする。

応募要領 11 (3) 評価基準項目における各審査項目（申請者、地域経済の活性化、事業運営、サービス内容、収支計画）の小計がすべて1点以上、かつ合計点が50点以上

(5) 会議の公開

指定管理者候補者の選定に関する選定評価委員会の会議は、「神戸市指定管理者選定評価委員会規則」に基づき非公開とします。

(6) 選定結果の通知

選定結果については、全応募者に、文書で通知するとともにホームページでも公表します。また、採点結果とは別に応募のあったすべての団体名を公表します。応募が2団体の場合は各団体の採点結果が明らかとなります。また、現在の指定管理者の管理運営に対する評価結果を反映する場合は、現指定管理者の採点結果は必ず公表され、その結果として他団体の採点結果も明らかとなる場合があります。

選定後、指定管理者として指定をするまでの間に指定管理者候補者が辞退した場合には、次点者が指定管理者候補者となります。次点者の権利は、神戸市会において指定管理者候補者に対する議案が可決された時点で喪失するものとします。

なお、応募者は、選定後、本応募要領等について不知または不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

12 選定から協定締結まで

(1) スケジュール

- ・ 指定管理者の指定 令和8年11月（予定）
- ・ 指定管理者との協定の締結 令和9年3月（予定）

(2) 細目協議

指定管理者候補者の決定後、本市は必要に応じて指定管理者候補者との間で提案内

容の実現に向けた細目協議を行います。このとき、本市は必要に応じて指定管理者候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を逸脱しない範囲で修正を求めることができます。とします。

なお、細目協議において、提案内容の実現の可能性が著しく低いと本市が判断した場合は、指定管理者候補者との協議を打ち切り、次点者と細目協議を行うこととします。次点者との細目協議が整った場合、次点者を指定管理者候補者とします。

(3) 指定の手続き

指定管理者候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を神戸市会に対し提出し、議決後に指定管理者として指定します。

指定にあたっては、指定団体へ文書で通知するとともに、神戸市立図書館条例第8条第2項の定めるところにより公表します。

ただし、神戸市会が議決するまでの間に、暴力団排除要綱第5条各号に該当することが判明するなど、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

なお、指定しない場合、神戸市会の議決が得られなかった場合及び否決された場合であっても、指定管理者候補者が本件に関し支出した費用等については、一切補償しません。

(4) 協定の締結

神戸市会の議決を経て指定管理者として指定した後に、本市と指定管理者は、提案事項に基づき業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行ったうえで指定管理協定を締結します。

(5) 履行保証等

① 指定管理者は、上記の協定上の義務の不履行によって生ずる本市の損害をてん補するため、協定の締結と同時に、指定管理料（指定期間中の総額）の100分の3に相当する額の保証金を納付していただきます。ただし、指定管理者が保険会社との間に、本市を被保険者とする上記相当額の履行保証保険契約を締結し、その証書を提出することで、これに代えることができます。

本市は、管理運営終了後、原状回復完了後に、指定管理者の請求に基づき、履行保証金を返還します。この場合、保証金に利息は付しません。また、この保証金返還請求権を第三者に譲渡したり、担保に供したりすることはできません。

詳細については、指定管理協定等で取り決めます。

② 指定管理者が協定内容を履行しないこととなるおそれがないと本市が認めた場合

は、保証金の納付を免除する場合があります。

(6) 提案内容の実現について

応募時に提案いただいた内容については、指定管理者候補者選定後、本市と協議し、承認を得たうえで実施していただくこととなりますが、条例・規則等の改定が必要な場合があるため、必ずしも指定管理者からの提案が実現できるとは限りません。提案内容が実現しないことから生じた指定管理者の損害に対して本市は賠償しません。

13 指定の取り消し等

本市は、指定管理者が、本市の指示又は監督に従わないとき、指定管理者に雇用され、指定管理業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項に違反したとして検察官に送致されたとき、暴力団関係事業者であることが判明したとき、その他管理の業務を継続することが適当でないと認めるとき（共同事業体の構成員に変更があった場合を含む）は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとします。

なお、指定管理者に雇用され、指定管理業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項に違反したとして検察官に送致されたこと、又は暴力団関係事業者であることを理由として指定の取り消しを行う場合、本市は提案上の指定管理料（指定期間中の総額）の10分の1に相当する額を違約金として指定管理者に請求するものとします。違約金を請求する場合であって、本市または第三者に損害を与えたときは、違約金とは別に、指定管理者に損害賠償を請求します。

また、取り消しにより指定管理業務を行わなかった分の指定管理料については減額します。

上記の場合により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市はその賠償の責を負いません。

14 管理運営に関するモニタリング

管理運営の適正を期するため、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者は管理運営業務や経理の状況に関し、本市へ定期的に報告を行うものとします。また、本市は、適宜、実地調査を行い、必要な場合は指示等を行います。

(1) 事業報告

① 事業計画書・収支予算書等

指定管理者は、3月末日までに翌年度の基本方針、事業計画、蔵書管理計画、施設管理計画、職員配置計画、職員研修計画、提案事項等の事業計画書及び収支予算書を

所定の様式で提出すること。

事業計画書等の提出時には、「情報セキュリティ対策の実施状況報告書」(様式 11)も提出してください。

② 事業報告書

(ア) 月次報告書等

毎月、本市が指定する様式で事業報告書を作成し、館長以下の職員名簿及び月次統計とあわせて、翌月 10 日までに提出することとします。

(イ) 事業報告書・収支決算書

指定管理者は、指定管理業務を全てまとめて翌年度 4 月末日までに提出すること。年次報告書は、1 年間を総括し、収支決算書とあわせて本市が指定する様式で提出することとします。

- ・管理運営の実施状況及び利用状況
- ・管理に係る経費及び自主事業に係る経費の収支状況
- ・提案内容の達成状況
- ・その他、協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項

③ 事故報告書

指定管理者は、本施設にかかる管理運営業務に関して、事故等が発生した場合は、本市指定の「事故報告書」により、速やかに本市に報告を行うこととします。

④ その他の報告

本市は指定管理者に対し、本施設の管理運営業務に関して、定期または必要に応じ報告を求めることができることとします。

⑤ 自己評価の実施

利用者等より、施設運営に関する意見を聴取してください。施設運営に関して、適宜自己評価を行っていただきます。

(ア) 指定管理者は、毎年度少なくとも 1 回、利用者から積極的に運営管理に関する要望・意見を把握し、本施設の管理運営に関する自己評価を実施することとします。

(イ) 指定管理者は、自己評価の結果を施設での指定管理業務及び自主事業に反映させるよう努めることとし、反映状況について、本市に報告することとします。

(ウ) 利用者の満足度及び苦情については、選定評価委員会が調査を行うことがあります。

(2) 実地調査

本市は管理運営状況の確認のため、適宜、実地調査を行います。

また、利用者意見の結果及び毎年の事業報告書、事業進捗状況報告書等に基づき、業務内容に改善が必要と本市が判断した場合には、実地に調査し、指定管理者に対して必要に応じて指示、是正勧告等を行います。

なお、是正勧告等によっても当該勧告の事項に改善が見られない場合は、指定期間中であってもその指定を取り消す場合があります。

15 管理運営に対する評価等

指定管理者による適正な管理運営の確保及び市民サービスの向上のため、本市は毎年度、利用者満足度及び苦情について調査するとともに、指定管理者による施設の管理運営に対して評価を行います。

(1) 評価の流れ

- ①指定管理者から事業報告書提出
- ②本市による管理運営点検や利用者満足度調査の実施、必要に応じて行う現地調査
- ③①②を踏まえ、指定管理者による前年度の管理運営実績に対して評価を実施
- ④選定評価委員会による審査（③の評価内容の妥当性を審査）
- ⑤評価内容の決定、評価票の公表

(2) 利用者満足度調査への協力

指定管理者は、本市が実施する利用者満足度調査に協力してください。実施にあたっては、アンケート項目や配布・回収方法等について本市と協議を行うものとします。

(3) 評価項目と配点

評価の対象とする項目と配点は、次のとおりです。

評価項目	細目	配点
管理運営状況	①施設の維持管理業務，②施設の運営業務，③自主事業等	30点
利用状況	①施設の利用者数，②各種事業の参加者数	30点
収支状況	①使用料・利用料金収入等 ②管理運営にかかる収支バランス	10点
満足度調査の結果等	①満足度，②主な意見・苦情、対応	30点
合計		100点

(4) 総合評価の導出方法

- ①次の基準により、評価項目別に5段階評価をつけます。

5段階評価	適用基準（○定性的，●定量的）
提案を大幅に上回る	○仕様で定めた事項を適切に履行し、提案を大幅に上回る効果があったとき。

	○仕様で定めていない事項を自主的に実施し、施設の設置目的に合致する大きな効果があったとき。 ●提案値（もしくは要求値。以下「提案値等」という）の実績が 1.5 倍以上のとき。
提案をやや上回る	○仕様で定めた事項を適切に履行し、提案をやや上回る効果があったとき。 ○仕様で定めていない事項を自主的に実施し、施設の設置目的に合致する効果がややあったとき。 ●提案値等の実績が 1.2 倍以上のとき。
ほぼ提案どおり	○仕様で定めた事項を適切に履行し、サービスの質的にも期待した水準であったとき。 ●提案値等を達成したとき（1 倍以上 1.2 倍未満）。 ○達成できなかった場合でも、その原因が明らかに指定管理者の責めに帰さない事由によるものと特定されるとき。
提案をやや下回る	○仕様で定めた事項は履行しているが、サービスの質的に期待した水準を満たさなかったとき。 ●提案値等を達成できなかったとき（0.8 倍以上 1 倍未満）。
提案を大幅に下回る	○仕様で定めた事項が適切に履行できておらず、改善指導を要するとき。 ●提案値等を達成できなかったとき（0.8 倍未満）

② 5段階評価を数値換算し、評価項目の配点と乗算して評価点を算出します。

提案を大幅に上回る	提案をやや上回る	ほぼ提案どおり	提案をやや下回る	提案を大幅に下回る
1.5	1.2	1	0.8	0.6

③ 評価点の合計から、総合評価を導出します。

評価点	150～121点	120～101点	100～81点	80～61点	60点
総合評価	AAA	AA	A	B	C
解釈	総じて提案を大幅に上回る	総じて提案をやや上回る	総じて提案どおり	総じて提案をやや下回る	総じて提案を大幅に下回る

(5) 評価結果の公表

評価結果は、評価票にまとめ、市ホームページ

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a41153/shise/committee/shiminsankakusuishinkyoku/senteihyoka.html>) で公開します。

(6) 次期公募における評価結果の活用

今回指定された指定管理者が次期公募に応募する場合、今回の指定期間中に実施した管理運営に対する評価（総合評価）は、次の①②において活用することとします。

①欠格条項

直近2年連続で「B」以下又は直近の評価が「C」である場合、次期公募に応募することはできません。

②選定における評価点の加減算

次期指定管理者候補者の選定にかかる採点において、評価結果に基づく実績点を加減算します（加減算の方法はP.14を参照）。ただし、次期指定管理業務における管理対象、事業範囲及び要求水準に大幅な変更がない場合に限りです。また、施設のあり方の検討や大規模改修の予定により、同じ指定管理者を継続して指定した場合は、管理運営に対する評価結果を次回の公募時には反映しません。

※北図書館が該当のため、北図書館の選定において評価点の加減算は実施しない。

16 業務を行うにあたっての基本的事項

(1) 関係法令等の遵守

施設の管理運営にあたっては、日本国憲法、地方自治法、消費税法、図書館法、労働基準法・最低賃金法等の労働関係法令、個人情報保護に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、図書館の設置及び運営上望ましい基準、神戸市立図書館条例及び神戸市立図書館条例施行規則、神戸市行政手続条例、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例、神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例、神戸市情報公開条例、神戸市情報セキュリティポリシー、その他関連法令を遵守してください。

(2) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報保護法に基づき、業務上知り得た個人情報等を適切に保護する必要があります。要求水準書（共通）「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守するとともに、協定締結時及び毎年度開始時（次年度の事業計画書等の提出時）に「情報セキュリティ対策の実施状況報告書」（様式11）を提出していただきます。

(3) 守秘義務

指定管理者は、管理運営にかかる業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、本業務の目的外に使用したりすることはできません。指定期間終了後も同様とします。

(4) 情報公開

指定管理者は、管理運営にかかる業務に関して保有する情報の公開について、神戸市情報公開条例の趣旨に則り、本市の指示のもと必要な措置を講じなければならないものとします。

(5) 再委託等の制限

指定管理者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、当該業務の一部に限り、第三者に再委託することができます。

(6) 要望等への対応

市民からの要望等に対しては要望者の立場に立ち、誠実かつ丁寧な対応に努めるとともに、「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」第8条の「記録の例外」に該当する要望等を除き、重要な要望等については記録し本市に報告・協議するとともに、指定管理者の責任により対応してください。

(7) 備品の取扱い

備品とは、その性質・形状を変えることなく、おおむね1年を超えて使用に耐えるもので取得価格が50,000円以上（消費税込）のものをいいます。

指定期間中に、本市の負担で購入等を行ったものは本市の所有となり、指定管理者の負担において購入等を行ったものは指定管理者の所有となります。

現在、本市が配置した備品類は、現状有姿にて指定管理者に無償で貸与します。配置されている備品類以外で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者に調達していただきます。なお、備品のメンテナンスや修理費用等は、原則、指定管理者の責任となります。詳細については協定等で定めます。

本市に帰属する備品については、異動（購入・取得・修繕・廃棄等）があった際は速やかに市に報告してください。また、指定管理期間終了等の際には、確実に次期指定管理者に引き継いでください。

なお、現指定管理者が行っているリース契約については、引継ぎを前提としません。また、指定後に指定管理者が行うリース契約による備品・車両等は次の指定管理者への引継を前提としません。

(8) 公租公課

指定管理者として当該施設の管理運営を行う場合、当該施設を課税対象事務所等として、原則、法人市民税（均等割額、法人税割額）が課税されます。

複数事業者が共同で指定管理者となる共同事業体形式を取る場合は、それぞれ

の事業形態により、法人市民税が課税されない事業者もあります。

また、利用料金制度採用の場合には、事業所税が課税される場合があります。

具体的には、行財政局税務部法人税務課法人市民税担当（078-647-9398）、事業所税担当（078-647-9397）に確認してください。

以上の他、国税や法人県民税など指定管理者として事業を行う上で納税義務が生じる公租公課の具体的な取扱いについては、それぞれの課税業務を所管する税務官公署に確認してください。

(9) 従業員駐車場

従業員用の駐車場、駐輪場はありません。ただし、駐車スペースに余裕がある場合に限って、本市から行政財産の目的外使用許可を得て必要台数分を使用できる場合があります。

(10) 消費税の適格請求書保存方式（インボイス制度）の対応

課税事業者である取引相手が仕入税額控除を受けるためには、適格請求書発行事業者登録をした指定管理者により、適格請求書（インボイス）の交付や交付したインボイスの写しを保存する義務が生じます。

(11) 事業継続が困難になった場合の措置

本市は、指定管理者の責めに帰すべき理由により、管理運営業務を継続するのが困難であると判断したときは、その指定を取り消すものとします。この場合、本市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

不可抗力等、本市、指定管理者のいずれの責めにも帰さない理由により、管理運営業務を継続するのが困難である状況が発生したときは、リスク分担表に基づき費用の負担及び今後の対応について、双方で協議するものとします。

協議により、管理運営業務を継続するのが困難であると判断したときは、その指定を取り消すものとします。

(12) 業務の引継ぎ

指定管理者として指定された場合、現指定管理者との間で業務を円滑に引継ぐよう努めてください。

同様に、指定期間終了もしくは指定取り消しにより、次期指定管理者に引継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、業務引継書を作成し、必要なデータは無償で提供していただきます。ただし、現指定管理者が作成したパンフレットやホームページなど、現指定管理者が著作権を有するものの取り扱いについては、次期指定管理者と現指定管理者とで協議していただきます。

引き継ぎにかかる費用については、現指定管理者と次期指定管理者が協議のうえ負担するものとします。なお、引継ぎにあたっては、市民サービスが低下しないよう、十分注意してください。

17 その他

- (1) 応募者は、この応募要領及び別冊の業務要求水準を熟読し、遵守して下さい。
- (2) できる限り障害者の雇用に配慮して下さい。
- (3) 目的外使用許可を受けて指定管理者その他の事業者が事業を実施することを予定している場合、許可を受けた者が暴力団排除要綱第5条各号に該当する者であれば、地方自治法第238条の4第9項の規定による許可の取消しを行う場合があります。

18 リスク分担

項 目		リスク分担	
		市	指定管理者
法令等の変更	指定管理者制度や施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	上記以外の法令等の変更		○
税制度の変更（指定管理料にかかる消費税を除く）			○
物価・金利の変動			○
需要の変動	利用料金施設及びインセンティブ（リスク）設定をした使用料施設		○
	上記以外の施設	○	
事故発生（情報漏えい等を含む）	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの	○	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
施設・設備の損傷	指定管理者の故意・過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
備品の損傷			○
周辺地域・住民・利用者への対応	施設の設置に関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	○	
	指定管理者が行う業務及び自主事業に起因する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応		○
	上記以外のものに関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	協議による	
第三者への賠償（国家賠償法に基づく求償権を市が指定管理者に行使する場合を含む）	指定管理者としての業務及び自主事業により損害を与えた場合		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵により損害を与えた場合	○	
	上記以外の理由で損害を与えた場合	協議による	

事業の中止、変更、延期	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
上記に定めるもののほか不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、テロ、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)によるリスク	事故発生時の初期対応		○
	施設・設備・物品の復旧費用 (ただし、市の所有するものに限る)	○	
	施設・設備・物品の復旧費用 (ただし、指定管理者の所有するものに限る)		○
	事業の中止、変更、延期等に伴う費用		○
	自然災害等不可抗力によって周辺地域住民・利用者の避難先となった場合の応急対応		○
	上記応急対応が合理的期間を超え、市が新たに避難所的対応を要請した場合の費用負担等	○	
業務の引き継ぎに関する費用(引き継ぎを受ける場合及び次期指定管理者に引き継ぐ場合とも)			○

本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上定めることとします。

担当課

〒650-0017

神戸市中央区楠町7丁目2番1号

神戸市文化スポーツ局中央図書館総務課(中央図書館4階)

電話 : 078-371-3301

FAX : 078-371-5046

E-mail : koubo_library@city.kobe.lg.jp